

BÌ CHỮ — OBSERVATIONS



THỊ THỨC — VISAS



別記第七号の様式（第七条、第二十条、第二十四条、第四十四条関係）

日本国政府法務省

指 定 書

DESIGNATION

氏 名
N A M E

PHAN THANH CHINH

国籍・地域
NATIONALITY/REGION

ベトナム

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき、上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。

「特定技能」の在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）をもって在留することを希望する者が、下記の本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の業務に従事する活動

記

機 関 名

十一屋工業株式会社

(本店所在地)

愛知県名古屋市港区小碓4丁目51番地

日 本 国 法 務 大 臣

MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番又はA列6番とする。

